



～ 一人ひとりが輝き、成長する太田分校 ～

いじめ防止基本方針

秋田県立大曲農業高等学校太田分校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為です。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）「秋田県いじめ防止等のための基本方針(平成 29 年 3 月 9 日改訂)」、また本校の「学校教育目標」「重点目標」を踏まえ、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての考え方や認識について生徒、保護者、学校、関係機関が共通認識を持ち、対処するために「いじめ防止基本方針」を策定します。

いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第 2 条参照）

いじめ防止に向けた本校の校内組織

本校では「**いじめ防止対策委員会**」（構成：教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、担任、養護教諭、外部有識者（スクールカウンセラー））を置き（必要に応じて、校長および当該部活動顧問を含む）、未然防止、早期発見・解決等に当たります。この組織は以下に挙げる対策を組織的かつ実効的に講ずるにあたり、その中心となります。

1 本校のリスクマネジメント（開発的予防的危機管理） ～おきないように～

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う（推進法第 15 条）

早期発見のための調査、相談体制の整備（推進法第 16 条）



開発的危機管理 ～ 教育活動全体を通じた生徒の「いじめ防止力」の育成・向上

（1）いじめに対する認識、いじめ防止の意識高揚

- ① いじめの定義についての正しい理解
- ② いじめの歴史、実態、種類、影響についての共通認識

（2）個人のいじめ防止力の育成

- ① 規範意識・自尊感情の向上
- ② 人権意識・生命尊重の定着
- ③ コミュニケーション力、ストレス対応力、感情コントロール力の涵養
- ④ 情報リテラシー・モラルの育成
- ⑤ 「自分を守る力」の養成

（3）集団のいじめ防止力の育成

- ① 豊かな人間関係づくり
- ② 「居場所」をつくる教育活動
- ③ 集団意識、集団抑止力、集団効力感の醸成
- ④ 「学び合い」を通じた「人とつながる力」の育成

（4）特別活動を通じた人間力の育成

- ① 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る
- ② 集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成
- ③ 人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う

予防的危機管理 ～ 教師の「いじめ防止指導力」の向上、保護者・地域等との連携

（1）早期発見の力量向上

- ① いじめに気づく心構え・手法の確立
- ② いじめ調査の効果的実施・活用
- ③ いじめの早期把握力の向上（いじめ把握の 3 ルート：訴え、発見、情報についてのアンテナを高く）
- ④ 発達障害の十分な理解と適切な支援

（2）教師との信頼関係の構築

- ① 生徒との信頼関係の構築（3つの共かん＝共汗・共歓・共感）
- ② いじめは絶対に許さないという学校・教師の基本姿勢の明示

- ③ 授業を通じた生徒指導、授業力の向上
- ④ 生徒の「いじめ防止力」を向上させるサポート
- ⑤ 学校教育相談の充実

(3) いじめ防止に向けた啓発、早期の情報提供・交換

- ① いじめアンケートの実施
- ② 生徒指導日より「メタセコイア」・HP等を活用した啓蒙活動
- ③ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働、情報の収集と提供
- ④ 情報モラル教育の充実

2 本校のクライシスマネジメント（問題解決的危機管理）～もしおきてしまったら～

事実確認・設置者報告－制止・再発防止－支援・指導・助言－措置－連携－通報（支援法第23条）



(1) 初期対応

- ① 教職員は生徒や保護者等から「いじめ相談」があった場合、速やかに管理職に報告する
- ② 管理職は速やかに県教育委員会に報告する
- ③ 「いじめ防止対策委員会」による、いじめの事実確認や適切な対応を組織的に行う
- ④ 管理職は指導の経過について、適宜県教育委員会に報告する

(2) 被害者の保護・支援体制の強化

- ① 具体的支援策の策定と実施
- ② カウンセリングの継続的な実施
- ③ いじめの実態把握：個別面談、アンケートなど
- ④ 被害者保護者への対応（被害届提出等の相談）

(3) 加害者への指導

- ① 責任を自覚させる指導：3つの「R」（グラッサーの現実療法）
 - Reality（過去は変えられないから、未来を変える）
 - Right（正しいこと）とWrong（誤っていること）の確認
 - Responsibility（責任をとらせる）
- ② 懲戒
- ③ 加害者保護者への対応（謝罪・弁済等）

(4) 集団指導、保護者対応

- ① 全校集会の開催
- ② 臨時保護者会の開催

(5) 関係機関との連携・協働

- ① 教育機関との連携（出席停止の判断・進め方、区域外就学など）

- ② 警察への通報・告発の判断、関係機関のコーディネート、マスコミ対応

3 本校のナレッジマネジメント（再発防止的危機管理） ～再びおこらないように～

調査研究及び検証 —— 普及（推進法第 20 条）



(1) 振り返り・取り組みの総括

- ① 指導体制の再確認

生徒指導と教育相談：司法と治療という視点から

生徒指導と特別支援教育：枠組と特性という視点から

- ② 保護者への責任ある回答

(2) 被害者への継続支援

- ① 全教職員での見守り・心のケア

- ② 二次的問題への対応（不登校等）

(3) 加害者への継続支援

- ① 加害生徒の立ち直り支援

- ② 補導・逮捕された生徒への対応

(4) 全校一丸の取り組みの決定・実施

- ① 法教育・命の教育の推進

- ② 特別活動のさらなる充実

(5) 学校・保護者・地域・関係機関の連携・協働

- ① 再発防止策の策定・実施

- ② 問題の経過説明

- ③ 二次的問題の解決（自立支援）

4 本校の「不登校重大事態」に係る対応について

「不登校重大事態」とは

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（推進法第 28 条参照）

「不登校重大事態」への対応

- ① 生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- ② 重大事態の目安である欠席 30 日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、生徒の聴取に着手
- ③ 学校での調査を原則とする（事案によっては教育委員会による調査も検討する）
- ④ 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- ⑤ 対象生徒とその保護者への情報提供
- ⑥ いじめをした生徒とその保護者への情報提供、家庭と連携して指導

【参考】

文部科学省 いじめの問題に関する施策

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

秋田県 いじめ防止等のための基本方針(平成 29 年 3 月 9 日改訂)

http://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000007836_00/kihonhoushin.pdf

秋田県立大曲農業高等学校太田分校ホームページ

<http://www.daino-h-ohta.akita-pref.ed.jp/>

平成 28 年 5 月 12 日 施行

平成 29 年 4 月 24 日 一部改訂